令和５年６月

【 若者とＳＮＳトラブル 】

【 相　談 】

ＳＮＳによる若者のトラブルが多いと聞く。「簡単にもうかる」などの広告を見かけるがトラブルにならないのか。

【 アドバイス 】

「Ｚ世代」を中心とした若い世代は、インターネットなどのデジタル環境の中で育ち、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス、交流サイト）を便利に使用しますが、それが新しい消費者トラブルの入口にもなっています。

ＳＮＳで知り合った人物に「必ず値上がりする」「若い時から老後に備えよう」などと投資を勧められ、サイトの画面上では順調に利益が出たが、出金できないといった相談があります。電話番号など相手への連絡手段がなければ、交渉できず解決は難しくなります。ネット上の知り合いの言葉をうのみにすることはとても危険です。

また、「誰でも簡単」「０円で始める副業」などのＳＮＳ広告からサイトに登録すると、副業サポートなどの高額な契約に誘導され、費用を支払い契約したがまったくもうからないといった相談があります。

このようなケースでは、資金のない若者が相手に勧められるまま、ネット上で金融会社から高額の借り入れをさせられることがあります。こうした借金契約は、詐欺的な商法の被害とは別契約となり返済義務が残ります。

ネット検索やＳＮＳの利用などから、利用者の興味をひくさまざまな広告が表示されます。中に潜む悪質な事業者を警戒し、利用前に慎重に確認する必要があります。

法改正により成人年齢が１８歳となり１年が過ぎました。成人すると「未成年者契約取消権」が行使できず、契約の責任を自分で負うことになります。その契約が本当に必要か、トラブルの心配はないか、事前に慎重に判断することが大切です。

**消費者ホットライン　　☎局番なしの１８８（泣き寝入りはいやや！）・・・お近くの消費生活センター等につながります。**